

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

一 被登録資格の決定の基準となる日

平成4年7月7日。ただし、年齢については、同年七月二十六日を基準日とする。

二 登録を行う日

平成4年7月7日

三 縦覧に供する期間

平成4年7月8日及び同月9日

◆運管告示

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿について被登録資格の決定の基準となる日等

参議院鳥取県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示開始の日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

平成4年7月26日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行いう日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

平成4年7月3日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長尾義男

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

平成4年7月26日執行予定の参議院鳥取県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百四十四条の二第一項のポスター掲示場に同法第百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示することができることとなる日を平成4年7月8日と定めたので、告示する。